

新型コロナウイルス感染症の影響による減額返還制度・返還期限猶予制度の利用について  
(Q&A)

**Q1 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減ったため、毎月の口座返還額を減額あるいは一定期間返還を待ってもらうことはできますか。**

A1 減収により経済困難になったときは、収入基準等の条件を満たし、審査により承認されれば、願出に基づいて減額返還制度(約束した月額を減額して返還継続)、あるいは返還期限猶予制度(一定期間返還を猶予)を利用することができます。

平成31(令和元)年度の所得証明書では収入基準を超える年収であっても、その後の減収により今年分の推定年収が基準額以下になることが明らかであれば、そのことがわかる証明書類を前記の所得証明書とともに提出してください。審査により承認されれば、減額返還制度あるいは返還期限猶予制度を利用することができます。

〈追加証明書類の例〉(以下の書類のいずれか1点を経済困難の証明書に追加して提出してください)

【給与所得者】

- ・直近連続3か月分の給与明細コピー
- ・勤務先発行の給与証明書(事業所名・奨学生本人名・支給総額・支給年月が明記されたもの。勤務先が2か所以上あるときはすべて同一月発行のもの)
- ・勤務先発行の減収証明書(事業所名・奨学生本人名・支給総額(見込み可)・支給年月が明記されたもの)

【給与所得者以外】

- ・奨学生ご本人の収入が分かる帳簿、直近連続3か月分コピー(自営業等の場合に限り有効。会計ルールに則った会社名が明記された帳簿が必要です。)
- ・奨学生ご本人の収入見込み額連続3か月分が分かる帳簿(自営業等の場合に限り有効。会計ルールに則った会社名が明記された帳簿が必要です。)

詳細は下記をご参照ください。

[減額返還 減収による申請](#)

[返還期限猶予 減収による申請](#)

《新型コロナウイルス感染症の影響により返還困難となったが、証明書類が準備できない場合は、Q2を参照してください。》

**Q2 新型コロナウイルス感染症の影響で返還の継続が難しく、返還期限猶予制度の利用を考えていますが、すぐに証明書の準備ができません。どうしたらよいですか。**

A2 令和2年5月から7月については、次のように臨時対応をいたします。

通常は、「奨学金返還期限猶予願（※）」と「減収等に関する証明書類」をセットで提出いただいておりますが、「減収に関する証明書類」を準備できない場合には、「猶予願」のみ提出いただければ、口座振替を停止することとします。

なお、証明書類等は、後日提出していただきます。

※返還期限猶予願の「事情」欄に、必ず「新型コロナウイルス感染症の影響により返還困難となった」旨を記述のうえ、その他必要事項を記入して本機構宛送付してください。

※機構に到着された日によって、取扱いが異なりますのでご注意ください。

5月12日（火）までの提出（必着）⇒5月返還分から口座振替停止

6月12日（金）までの提出（必着）⇒6月返還分から口座振替停止

7月8日（水）までの提出（必着）⇒7月返還分から口座振替停止

※返還期限猶予願は、機構ホームページからダウンロードして、郵送してください。スカラネットパーソナルからも印刷・作成ができます。

[返還期限猶予願](#)

[スカラネットパーソナル](#)

**Q3 2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症の影響により経済困難となっており、現在延滞していますが、返還期限猶予の申請はできますか。**

A3 2020年1月まで遡って返還期限猶予の申請はできます。

ただし、2019年12月以前から延滞があった場合、当該期間について返還困難であったことが証明されなければ、延滞期間の申請はできませんのでご注意ください。

**Q4 新型コロナウイルス感染症の影響により、年収が相当減少するのは明らかですが、返還期限猶予制度が利用できる基準額を確実に上回る見込みです。今回の臨時対応の対象になりますか。**

A4 今回の返還期限猶予に係る臨時措置は、返還期限猶予制度の経済困難の収入（所得）基準額を緩和するものではありません。

明らかに基準額を超える場合は、経済困難を理由とする返還期限猶予制度の利用はできません。

〈参考〉

【[経済困難](#)】による基準額

給与所得者 年間収入金額 300万円以下

給与所得以外の所得を含む場合 年間所得金額（必要経費等控除後）200万円以下

※金額はあくまで目安です。収入・所得基準額以下でも本人の世帯人数や収入支出の状況によっては、追加の証明書類等を求める場合や引き続き返還をお願いする場合があります。